

第328回（第22期第1回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和3年6月25日（金） 14：10～16：00

於：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合 JF しまね西郷支所 3階会議室

1 出席委員（敬称略）

牧野 一	大西 寿春	池田 速人
升谷 健	小谷 茂雄	林 千枝子
亀谷 潔	長府 吉信	

2 欠席委員（敬称略）

吉田 篤司	前田 芳樹
-------	-------

3 議題

- (1) 会長及び会長職務代理者の互選について
- (2) 島根県連合海区漁業調整委員会委員等の選出について（協議）
- (3) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- (4) まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- (5) くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
- (6) まいわしの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
- (7) 許可等の審査基準の制定について（諮問）
 - ・ 島根県漁業調整規則第10条第1項第5号に係る船舶等の基準
 - ・ 漁業許可又は起業の認可の基準
- (8) とびうお機船船びき網漁業の許可の取扱方針一部改正について（協議）
- (9) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）
- (10) その他

4 挨拶

事務局長（池田） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）

事務局長（池田） 臨時進行通告（議長決定まで、事務局長が進行役を務める）

委員紹介・挨拶（省略）

知事挨拶（代読：安木農林水産部次長）（省略）

県執行部及び事務局の紹介・挨拶（省略）

5 海区委員会の概要説明

事務局長（池田）

～資料1-1～3により以下の内容について説明～

- 海区漁業調整委員会の位置づけ、委員の構成・任期等について
 - 海区漁業調整委員会とは、漁業法・地方自治法に基づき設置される行政委員会。
 - 海区漁業調整委員会は、農林水産大臣が定める海区ごとに設置され、現在全国で64海区が指定されている。
 - 海区漁業調整委員会は、15名の委員を持って構成されるが、農林水産大臣の指定する海区（隠岐海区含む）では10名の委員で構成される。

- 委員の任期は4年間。
 - 海区漁業調整委員会の職務は、「諮問事項」、「建議事項」、「決定事項」などがある。
- 「島根県連合海区漁業調整委員会」について
 - 本土側の島根海区漁業調整委員会と隠岐海区漁業調整委員会の共通の漁業調整事項等を審議する場として、両委員会から各5名を選出し「島根県連合海区漁業調整委員会」を設置している。
 - 「日本海・九州西広域漁業調整委員会」について
 - 都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に「日本海・九州西広域漁業調整委員会」が設置されている。
 - 委員は、区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一名。
 - 海区漁業調整委員会委員の報酬及び費用弁償について
 - 会議等への出席に係る旅費（鉄道賃、船賃、航空費、車賃、日当、宿泊料及び食卓料）は、県の旅費規定に基づき計算された額が支給される。
 - 隠岐海区漁業調整委員会事務規定について
 - 会長は委員の中から互選すること。
 - 会議は委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
 - 隠岐海区漁業調整委員会会議規定について
 - 席次は改選毎に「くじ」で決める。

事務局長（池田）

何かご質問、ご意見はありますか。

1番：牧野委員

欠席者に対しても、委員報酬は支払われるのか。

事務局長（池田）

欠席者に対しては支払われない。

事務局長（池田）

ほかにご質問はありますか。

全委員

なし。

6 議席の決定

事務局長（池田）

委員会の議席はクジで決めることとなっています。これからクジを引いていただきます。

欠席された前田委員、吉田委員については、事務局が代理でクジを引かせていただきます。

（事務局がクジを持って回り、委員がクジを引く）

事務局長（池田）

議席の発表を行います。

（ 1 番：牧野委員、2 番：大西委員、3 番：吉田委員、4 番：前田委員、5 番：池田委員
6 番：升谷委員、7 番：小谷委員、8 番：林委員、9 番：亀谷委員、10 番：長府委員 ）

事務局長（池田）

次回の委員会から議席の順に着席していただくことになります。

7 議事

（1）会長及び会長職務代理者の互選について

事務局長（池田）

隠岐海区漁業調整委員会規程第3条第1項の規定により、委員会には会長を置くこととし、同条第3項の規定により会長代理を置くこととされており、いずれも委員が互選することとなっていますが、何かご意見はありますか。

10 番：長府委員

亀谷委員にお願いしてはどうか。

2 番：大西委員

候補が2人以上挙げた場合どうなるのか。

事務局長（池田）

話し合いで決め、それでも決定しない場合は投票によって決める。

2 番：大西委員

池田委員にお願いしてはどうか。

1 番：牧野委員

賛成。

事務局長（池田）

亀谷委員、池田委員が候補に挙げたが、投票によって決定してもよろしいか。

1 番：牧野委員

挙手でいいのではないか。

全委員

異議なし。

（ 挙手による投票の結果4対4の同数 ）

事務局長（池田）

委員の互選で会長を選ぶことができなかった場合には、漁業法の規定の中に知事が選任するという規定がある。そのため一度、事務局のほうで持ち帰らせていただきたい。

2 番：大西委員

知事による選任といってもどういった基準で選ぶのか。

水産部長（為石）

旧漁業法によると学識及び公益から選ばれた者、現在の漁業法によると委員の中から選ばれる規定となっている。これらを踏まえて、知事による選任を行う。

この場でほかにご意見等なければ事務局で預らせていただく。

事務局長（池田）

それでは、挙手による投票の結果、同数ということで知事に報告させていただく。意見を変えられる方はいらっしゃいますか。

全委員

なし。

事務局長（池田）

それでは一度持ち帰らせていただいて、次回の海区にて報告させていただく。

また、本日会長が決まらなかったため、議事進行役として仮議長を決めさせていただきたい。委員会の規定の第5条第3号により、仮議長も委員の互選によるとなっているが、何かご意見等ありますか。

2番：大西委員

今日だけの議長か。

事務局長（池田）

そうです。事務局案を示させていただくと、こういった会議に慣れておられるということで升谷委員にお願いしたいがどうか。

全委員

異議なし。

6番：升谷委員

了承。

（升谷委員、議長席へ移動）

《挨拶》

議長（6番：升谷委員）挨拶 省略

議長（6番：升谷委員）による議事録署名者の指名

議事録署名者：1番 牧野委員、2番 大西委員

（2）島根県連合海区漁業調整委員会委員等の選出について

議長（6番：升谷委員）

それでは、議事2の島根県連合海区漁業調整委員会委員選出について審議をお願いします。連合海区等の選出について、従来どのように選出していたのか事務局より説明をお願いします。

事務局長（池田）

～以下の内容について説明（資料なし）～

- 隠岐海区から5名を選出する。
- 慣例として、会長と会長代理は必ず選出している。
- 原則、漁業者委員から選ぶことにしている。
- 地域のバランスを加味し、島後から3名、島前から2名を選出している。
- また、本土と隠岐の連合海区であることから、本土側との調整を要するような漁場がある地区から選出することが望ましい。

議長（6番：升谷委員）

事務局から従来の選出の考え方を伺いましたが、この考え方に沿った選出方法としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（6：升谷委員）

それでは、事務局より従来の考え方に則った具体的な案について説明をお願いします。

事務局長（池田）

先ほど説明したように、会長と職務代理を本日選出できなかったため、次回の委員会にて協議させ

ていただく。

議長（6：升谷委員）

会長が決まり次第選出する方法でよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

水産部長（為石）

ちなみに連合海区漁業調整委員会は二年に一度くらいのペースで開催されており、近年はもめ事もなく進んでいるため、次回海区（12月）にて決定しても問題はない。

議長（6番：升谷委員）

続きまして、冒頭の海区委員会に関する説明の中でありました日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員選出について、事務局より説明をお願いします。

事務局長（池田）

～以下の内容について説明（資料なし）～

- 委員は、日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに一名選出することとなっている。
- これまでの慣例では、委員会への出席などを考慮し、島根海区より選出している。
- 今回も慣例に従うこととして、島根海区の中東委員を選出して頂ければと考えている。
- なお、6月18日に開催された島根海区においては、中東委員を選出する旨、了承されている。

議長（6番：升谷委員）

事務局から説明のあったとおり、島根海区から中東委員を選出することとしてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

（安木農林水産部次長、伊藤 GL は途中退席）

（3）島根県資源管理方針の変更について（諮問）

（4）まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（6番：升谷委員）

議題に移らせていただきますが、関連する議案のため議案3と4は併せて審議とします。議案3、4は諮問事項でございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長（池田）

島根県知事から諮問文が届いておりますが、時間の都合上割愛させていただきます。

事務局長（池田）

～資料2により以下の内容について説明～

- 漁獲可能量（TAC）制度のしくみについて説明。
- 県の資源管理方針が改正され、まさば及びごまさばを追記。
- 漁獲量等の報告に係る期限の修正も新たに加わった。
- まさば及びごまさばの国TACについて、220,000トン→178,200トンの41,800トン減となった。
- 島根県への当初配分は、21,000トン→17,600トンの3,400トン減となった。
- 島根県の17,600トンの内、中型まき網漁業には16,900トンが配分される。
- 中型まき網への配分方法は、過去5年の県内のまさば及びごまさばの漁獲比率から算出されている。

議長（6番：升谷委員）

何かご質問、ご意見はありますか。

1 番：牧野委員

さばのTACに関して、3,400トンの減というのはどういうことか。

事務局長（池田）

過去の漁獲実績を参考にして県のほうに配分される。また、資源評価について随時見直しがなされているため、直近で増加に転じると配分に反映される。

1 番：牧野委員

日本ばかりが頑張っても意味がなく、中国や韓国に対しても取り締まりを強化するべきではないのか。国同士での話し合いはしているのか。

水産部長（為石）

研究者レベルにおいて国同士での話し合いが行われている。県からも国に対して日本だけが資源管理に取組んでも意味がないと申し入れている。

議長（6 番：升谷委員）

他に質問はありますか。

全委員

なし。

議長（6 番：升谷委員）

それでは、議題 3、4 ともに異議ない旨答申することとします。これをもって議題 3 及び 4 の審議を終了とします。

(5) くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（6 番：升谷委員）

議題 5 は報告でございます。くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について事務局より説明をお願いします。

事務局長（池田）

～資料 3-1～2 により以下の内容について説明～

- 前漁期からの繰り越しと国留保枠からの追加配分により、当初配分から小型魚 78.5 トン→100.5 トンの 22 トン増、大型魚 23.3 トン→31.2 トンの 7.9 トンの増となった。
- 県の漁獲可能量の融通の結果、小型魚 100.5 トン→101.1 トンの 0.6 トン増、大型魚 31.2 トン→30.6 トンの 0.6 トン減となった。
- 令和 2 年度漁獲状況について説明。
- 令和 3 年度漁獲状況について説明。

議長（6 番：升谷委員）

事務局からくろまぐろについての報告がありましたが、ご意見等ありますか。

1 番：牧野委員

隠岐の定置でも、入網したまぐろを放流する必要があり非常に迷惑を被っている。なんとか TAC に反映することはできないのか。

事務局長（池田）

漁業者の皆様には手間を取っていただいている。国のほうでも放流支援があり、金銭的な支援もある。しかし、まぐろの枠に関しては日本ばかりの問題でなく、国際的な関係でなかなか枠を増やすことができていない。

1 番：牧野委員

いつまでこの取り組みを続けるのか。

事務局長（池田）

来月国際会議があり、枠の増加について日本も強く要望する。ただ、全会一致でないと通らず、コロ

ナ禍ということもあり先行きは不透明。

議長（6番：升谷委員）

ほかに質問はありますでしょうか。

5番：池田委員

令和3年度の大型魚を減らして小型魚を増やしたが、今期に関しては大型のほうが取れている。もう変更はないのか。

事務局長（池田）

何度か要望調査も行われるため交換は可能。ただ、漁場によってマグロの入りが異なり、今回大型と小型を変えた漁場に関しては大型が入りにくいところだったため消化率に余裕はある。

2番：大西委員

枠の交換は事前に時期によって決まっているのか。

農林水産局（佐々木）

定期的にあったと思う。来遊時期の予測が難しく、なかなか漁期の初めに交換できる経営体は少ないが、国としては漁期の初めのほうが県同士、大臣管理漁業との話し合いがまとまりやすいとのこと。タイミングが合えば交換が可能。

（6）まいわしの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（委員）

議題6も報告です。まいわしの知事管理漁獲可能量の変更について事務局より説明をお願いします。

事務局長（池田）

～資料4により以下の内容について説明～

- 令和3年6月7日時点で漁獲可能量の消化率が75%を超過したため、国留保枠から10,000トンが追加配分された。
- 結果、島根県知事管理漁獲可能量20,900トン→30,900トンの10,000トン増となった。
- うち中型まき網区分については20,600トン→30,500トンの9,900トンの増となった。

議長（6番：升谷委員）

報告のあった内容について委員の皆様のご意見、ご質問はありますでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（6番：升谷委員）

それでは以上の報告を了承することとし、議題6の審議を終了とします。

（7）許可等の審査基準の制定について（諮問）

議長（6番：升谷委員）

議題7許可等の審査基準の制定について事務局より説明を求めます。

農林水産局（佐々木）

島根県知事から諮問文が届いておりますがこちらも時間の都合上割愛させていただきます。

農林水産局（佐々木）

～資料5により以下の内容について説明～

- 知事の定める船舶等の基準とは、現に「漁船登録」を受けていることを要件とする。
- ただし、漁船登録の取り消し要件に該当する漁船は対象外とする。
- 許可等をするものを定めるための基準において、現に許可を有する者やその者から権利を譲り受けるものを最優先としながら、県の施策に則り所得向上に取り組む認定漁業者や資源管理に取り組む漁業

者等を優先することとする。

議長（6番：升谷委員）

報告のあった内容について委員の皆様のご意見、ご質問はありますでしょうか。

水産部長（為石）

補足しますと、刺網、底びき等の知事許可は今まで内部基準を用いて審査していたが、漁業法改正に伴い新たに許可するものに関しては審査基準を明確にしたということで、特に何かを変えたわけではない。

議長（6番：升谷委員）

審査基準を公にしたということか。

水産部長（為石）

そうである。

議長（6番：升谷委員）

分かった。他に質問はありますでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（6番：升谷委員）

それでは議題7については異議ない旨答申することとし、議題7の審議を終了とします。

（8）とびうお機船船びき網漁業の許可の取扱方針一部改正について（協議）

議長（6番：升谷委員）

議題8は協議事項でございます。とびうお機船船びき網漁業の許可の取扱方針一部改正について事務局から説明をお願いします。

農林水産局（佐々木）

～資料6により以下の内容について説明～

- 従来の許可に加えて新たにB許可を追加。
- B許可では、従来の操業区域に加え、共第40号又は共第135号共同漁業権設定区域を追加する。
- ただし、共同漁業権設定区域の漁業権者の同意を得た者に限り許可する。

議長（6番：升谷委員）

何かご質問、ご意見はありますか。

1番：牧野委員

地区の運営委員会で話し合い決まったが、今日になって山川社長から方針改正を認めないと意見が挙がった。今回の海区では協議を見送るべきではないか。

農林水産局（佐々木）

一度持ち帰らせていただき、県と当事者間で話し合うため、本日付けでの改正は見送る。当事者間で話がまとまり次第、次回の海区にて報告する。

2番：大西委員

やるかやらないか地区の運営委員長含め関係者間で決めるということか。

水産部長（為石）

そうだ。

1番：牧野委員

今は現状のやり方でやるしかないということか。

水産部長（為石）

そのとおりである。

議長（6番：升谷委員）

協議内容を了承するという事で問題ないか。

水産部長（為石）

この場では県で一度預かり、関係者間で調整が整えば改正したい。結果については次回海区で報告する形でよろしいか委員の皆様伺いたい。

全委員

問題なし。

（9）日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）

議長（6番：升谷委員）

議題9は報告です。日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について事務局より説明をお願いします。

農林水産局（佐々木）

～資料7-1～2により以下の内容について説明～

トラフグについて

- 九州から山口北西海域にかけてのトラフグの資源が減少しているため以下の内容を定めている。
- 5トン以上のトラフグ延縄漁船を承認制にして、県毎に隻数制限を設ける。
- 海域・漁法毎に禁漁期間を設ける。
- 30cm以下は放流する。

クロマグロについて

- 遊漁者によるクロマグロ小型魚（30キログラム未満）採捕禁止、大型魚（30キログラム以上）を採捕した場合は国へ報告する。

議長（6番：升谷委員）

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について説明がありましたが、何かご質問等ありますでしょうか。

2番：大西委員

これは国からのお願いレベルか。それとも何か罰則等定められているか。

農林水産局（佐々木）

すぐに罰則はないが、今回制限が定められたため、まずは周知を徹底する。

2番：大西委員

いわゆる周知期間ということか。

農林水産局（佐々木）

そうだ。

議長（6番：升谷委員）

水産庁に報告すればいいのか。

農林水産局（佐々木）

メール、電話もしくは配布した資料にあるQRコードを読み込んでそこから水産庁まで報告していただきたい。

9番：亀谷委員

報告すればクロマグロを採捕してよいのか。

農林水産局（佐々木）

他県で遊漁船がかなりの量を釣ったということで釣りの関係団体へ控えていただくような文書が出されたと聞いている。しかし現状としては、報告していただければ採捕しても問題はない。

1番：牧野委員

資料6PにあるA海域はまき網も操業できるのか。

農林水産局（佐々木）

A海域はトラフグの操業区域を示したもので、境界を示したものではない。

1番：牧野委員

それでは境界はどこになるのか。北西の線を主張していたと思うが。

水産部長（為石）

島根県はまき網に関しては山口県と境界を定める協定を結んでいないため、現時点では島根県は北西の線を主張して、山口県は真北の線を主張しており、その三角形の海域が入会となっている。

事務局長（池田）

許可証にも県境の北西ラインより東側の島根県海域と書いてあるはず。

1番：牧野委員

もうこれはお互い様ということか。

事務局長（池田）

そのとおりどちらが正しいということでもない。

水産部長（為石）

行政同士で話し合いを行っているが、許可証にも操業区域として県境から正北西の線の以東と記載しており、やはり島根県は斜めの線を主張している。

(10) その他

議長（6番：升谷委員）

以上で議事は終了となりますが、その他として事務局から何かあればお願いします。

農林水産局（佐々木）

資源管理ロードマップ説明会について情報提供させていただきます。

～資料8により以下の内容について説明～

- 現在 TAC 魚種はマアジ、マサバ及びゴマサバ、マイワシ、クロマグロ等の8魚種。
- 水産庁は新漁業法の施行を機に、対象魚種を増やしていく考え。
- 令和5年までに漁獲量ベースで8割に到達することを目標としている。
- 水産庁からその内容を広く漁業者に知ってもらい、理解してもらうために、全国を回って説明会を開きたいとの意向。

議長（6番：升谷委員）

説明のあった内容について質問はありませんか。

全委員

特になし。

水産部長（為石）

補足ですが、令和5年度までに8割達成とあるもののあくまで案であって必ず実現しようというわけではなく、水産庁もやるとは明言していない。ただし、このまま声を上げずにいると、現段階においても難しい面が多々あるにも関わらず、今後ほかの様々な魚種についても数量管理されるようになる。そのためぜひ説明会の場で疑問、現状を浜の声として挙げていただき水産庁へ届けてもらいたい。

議長（6番：升谷委員）

その他になにかありますか。

全委員

なし。

議長（6番：升谷委員）

それでは次回委員会の開催予定はいつになるのか、事務局よりお願いします。

事務局長（池田）

次回の開催は 12 月ごろを予定している。内容としましてはマアジ及びマイワシの TAC の数量について諮問を予定している。場所は西ノ島の集合庁舎を予定している。

議長（6 番：升谷委員）

委員の皆様から何かありませんか。

全委員

特になし。

議長（6 番：升谷委員）

わかりました。

それでは以上をもちまして閉会とします。皆様ありがとうございました。

閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部	次長	安木 茂
島根県農林水産部水産課	資源 GL	伊藤 博理
隠岐支庁農林水産局	水産部長	為石 起司
	主任	佐々木 雄基
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	池田 博之
	書記	藤井 恵太

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（6 番：升谷委員）

議事録署名者

1 番

議事録署名者

2 番